


# 15

有幌町・勝納町・新富町・住ノ江(一部を除く。)・住吉町・信香町・若竹町(一部を除く。)・若松・入船2丁目5番8号、6番1号、17番1~3号・10~11号、18番1~8号・潮見台1丁目17番26~33号、18番 地区

可 燃：燃やすごみ (有料)	 小樽市公式LINEでごみの分別検索 (二次元コード)
不 燃：燃やさないごみ (有料)	
かん等：かん、びん、蛍光灯・電球、電池(鉛蓄電池を除く) スプレーかん類 (カセット式ガスポンペを含む。)	
紙 類：新聞(チラシ・雑がみを含む。)、雑誌・書籍、段ボール、紙パック、紙製容器包装	
プラ類：ペットボトル、プラスチック製容器包装	

## 令和6年収集カレンダー (2024年)

1	月	火	水	木	金	2	月	火	水	木	金	3	月	火	水	木	金
1	2	3	かん等	可燃	4	5	.	.	.	かん等	可燃	6	.	.	.	.	可燃
8	9	10	紙類	可燃	11	12	5	6	7	紙類	可燃	4	5	6	7	8	9
15	16	17	かん等	可燃	18	19	12	13	14	かん等	可燃	11	12	13	かん等	可燃	15
22	23	24	紙類	可燃	25	26	19	20	21	紙類	可燃	18	19	20	紙類	可燃	22
29	30	31	.	.	.	.	26	27	28	かん等	可燃	25	26	27	かん等	可燃	29

※小型充電電池・ボタン電池・コイン電池は必ずテープで絶縁して「かん等」の収集日に出してください。

4	月	火	水	木	金	5	月	火	水	木	金	6	月	火	水	木	金
1	2	3	紙類	可燃	4	5	.	.	不燃	紙類	可燃	3	4	5	かん等	可燃	7
8	9	10	かん等	可燃	11	12	6	7	8	かん等	可燃	10	11	12	紙類	可燃	14
15	16	17	紙類	可燃	18	19	13	14	15	紙類	可燃	17	18	19	かん等	可燃	21
22	23	24	かん等	可燃	25	26	20	21	22	かん等	可燃	24	25	26	紙類	可燃	28
29	30	.	.	.	.	27	28	29	30	31	.	.	.	.	.	.	.

7	月	火	水	木	金	8	月	火	水	木	金	9	月	火	水	木	金
1	2	3	かん等	可燃	4	5	.	.	.	かん等	可燃	2	3	4	紙類	可燃	6
8	9	10	紙類	可燃	11	12	5	6	7	紙類	可燃	9	10	11	かん等	可燃	13
15	16	17	かん等	可燃	18	19	12	13	14	かん等	可燃	16	17	18	紙類	可燃	20
22	23	24	紙類	可燃	25	26	19	20	21	紙類	可燃	23	24	25	かん等	可燃	27
29	30	31	.	.	.	26	27	28	29	30	30	.	.	.	.	.	.

※小型家電製品で充電電池が取り外せないものは、小型家電回収ボックスまたは市内の消防署にお持ちください。

10	月	火	水	木	金	11	月	火	水	木	金	12	月	火	水	木	金
.	1	2	紙類	可燃	4	.	.	.	.	.	可燃	2	3	4	かん等	可燃	6
7	8	9	かん等	可燃	10	11	4	5	6	かん等	可燃	9	10	11	紙類	可燃	13
14	15	16	紙類	可燃	17	18	11	12	13	紙類	可燃	16	17	18	かん等	可燃	20
21	22	23	かん等	可燃	24	25	18	19	20	かん等	可燃	23	24	25	紙類	可燃	27
28	29	30	紙類	可燃	31	.	25	26	27	紙類	可燃	30	31	.	.	.	.

### ※ごみ・資源物の分け方・出し方

- 生ごみは、水分を切り「燃やすごみ」に出してください。
- 資源物で、汚れのひどいものや取れない物は「燃やすごみ」または「燃やさないごみ」に出してください。
- 針の付いた医療器具は、医療機関または調剤薬局へ返却してください。
- はさみ・かみそり・包丁などの刃物類は厚紙などで包み「燃やさないごみ」に出してください。
- ※収集日当日の朝8時30分までにお願いします。
- ※お住いの地域で決められたごみステーションに出してください。

### ※「小樽市ごみ処理券」の使い方

- 単体で「小樽市指定ごみ袋」に入らず下の条件すべてを満たす場合、直接ごみに貼って出してください。
- 長さが1m以下のもの。
- ひとつの重さが50kg以下のもの。
- 容積が0.1㎡ (100リットル) 以下のもの。
- (計算方法：縦(cm)×横(cm)×高さ(cm)÷1,000≦100となるもの)
- ごみを入れた、透明・半透明の袋や段ボールに貼って出すことはできません。上の条件を超えるものは粗大ごみになります。
- ※粗大ごみは、右記の収集運搬業者許可業者へ収集を依頼してください。(有料となります)

収集運搬業者許可業者 (50音順)	電 話
南大 森 産 業	22-3389
小樽 小樽 衛生 化学 工業	54-7506
南小 原 興 業	54-8316
小樽 クリーン サービス	64-5300
小樽 北 海 道 木 村	0133-72-6028
南松 本 産 業	34-1677